

○長泉町開発行為等事務処理要領

平成20年3月28日

告示第38号

改正 令和元年9月26日告示第31号

令和7年4月1日告示第77—2号

第5 開発許可の技術的基準

開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令、省令及び規則で定めるもののほか、原則として静岡県が定める「都市計画法における開発行為等の手引き（技術基準）」によるものとする。

第6 開発審査会への付議

法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホ（法第42条第1項ただし書の規定による許可に際し準用する場合を含む。）の規定による開発審査会への付議に関しては、静岡県開発審査会付議事務処理要領（平成7年都計第944号静岡県都市住宅部都市計画課長通知）によるものとする。

第7 開発行為の変更許可等

法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可等に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 規則第5条第1項第2号に規定する当該変更に係るものは、次に掲げるものとする。
  - ア 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの）
  - イ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第3の規定を準用する。）
- (2) 開発行為変更許可申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（様式第6号）により行うものとする。

第8 写真の整備

開発許可を受けた者は、着手前、竣工後及び代表的な工種の施行状況が分かる写真を適正に整備しておくものとする。

第9 工事完了の検査

法第36条の規定による工事完了の検査等に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 規則第10条第6号に規定するその他町長が必要と認めるものとは、次に掲げるものとする。
  - ア 開発区域位置図
  - イ 許可に係る造成計画平面図

ウ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。)

エ 実質工程表

オ 品質管理表

カ 最終許可書の写し

(2) 完了検査は、書類審査と町担当課及び関係者の立会いの上で現場検査を行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書(様式第7号)に取りまとめておくものとする。

(3) 検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、手直工事(指示事項)完了報告書(様式第8号)に、次に掲げる図書を添えて町長に提出するものとする。

ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。)

イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

(5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第30条に規定する開発行為に関する工事の検査済証又は公共施設に関する工事の検査済証を交付するものとする。なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に町等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

## 第10 建築等の制限解除

法第37条第1号の規定による建築等の制限解除に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 規則第12条第7号に規定するその他町長が必要と認めるものについては、次に掲げるものとする。

ア 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面

イ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面

ウ 工事の施行状況が確認できる写真(第8によること。)

エ 建築工事工程表

オ 品質管理表

- (2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第9号）により行うものとし、原則として現場検査を行うものとする。この現場検査の要領は、第9(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

#### 第11 建築等の制限解除の基準

建築等の制限解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

- (1) 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの
- (2) 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しなければ開発行為に関する工事が完了しないもの
- (3) 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと工事に著しい手戻りを生ずるもの
- (4) 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの
- (5) その他特に必要があると認められるもの

#### 第12 安全上の措置に関する計画書の承認

廃止に伴い必要となる安全上の措置に関する計画書（様式第10号）の承認に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 安全上の措置に関する計画書は、次に掲げる図書を添えて町長に提出するものとする。
  - ア 開発区域位置図
  - イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面（工事着手した場合に限る。）
  - ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面（工事着手した場合に限る。）
  - エ 現況写真

#### 第13 工事廃止の届出

法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 規則第13条第6号に規定するその他町長が必要と認めるものは、次に掲げるものと

する。

ア 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図(承認を受けた防災施設構造図等に設計値と出来形を対照としたもの。工事着手した場合に限る。)

イ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。工事着手した場合に限る。)

ウ 工事の施行状況が確認できる写真(第8によること。工事着手した場合に限る。)

エ 品質管理表(工事着手した場合に限る。)

(2) 工事廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表(様式第11号)により行うものとし、工事着手したものにあっては、第12において承認を受けた安全上の措置に関する計画書(工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置等)に基づき現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第9(2)、(3)及び(4)に準ずるものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、開発行為に関する工事の廃止の届出の受理書(様式第12号)により届出者に通知するものとする。

#### 第14 建ぺい率等の指定

法第41条第1項の規定により、開発区域内の土地について建築物の建ぺい率等を指定するときは、静岡県建築担当部局と協議の上、指定するものとする。

#### 第15 建築等の許可

法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項の規定による許可に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 規則第14条第6号に規定するその他町長が必要と認めるものは、建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面とする。

(2) 規則第15条に規定する予定建築物等以外の建築等の許可の申請について、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、同条第1項に規定するもののほか、法第29条第1項第2号若しくは第3号、第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号又は第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面(作成要領は別表2による。)を当該申請書に添付しなければならない。

(3) 規則第16条第1項に規定する書類の詳細及び添付順序については、次のとおりとする。

添付順序	図書の名称	備考
1	政令第36条第1項第3号に該当する理由を示す書面	作成要領は別表2による。
2	敷地概要書	
3	位置図 (縮尺1/2,500以上)	次の事項を明示すること。 ・方位 ・敷地の位置及び形状
4	敷地現況図 (縮尺1/250以上)	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置
5	土地の公図の写し	敷地及びその周辺を明示すること。
6	配置図 (断面図を含む。縮尺1/250以上)	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・予定建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置 ・断面図は2方向以上とし現況断面、計画断面、道路、水路及び予定建築物等を明示する。 ・排水施設の位置、種類、形状 ・水の流れの方向 ・吐口の位置、放流先の名称
7	敷地求積図 (縮尺1/250以上)	求積方法は三斜法とし、算式を明示すること。 座標求積の場合は有資格者の署名捺印
8	建築物等の平面図及び立面図 (縮尺1/250以上)	用途、構造及び規模を明示すること。
9	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。
10	土地の使用承諾の状況を記載した書面	

11	現況写真 (手札判程度)	次の事項がわかるもの ・敷地の現況 ・取付ける道路の現況 ・敷地が公道に接する部分 ・放流先河川の現況 ・がけ及び擁壁の現況
----	-----------------	---

#### 第16 地位の承継の承認

法第45条の規定による地位の承継の承認に係る地位の継承の承認申請書に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 規則第18条第1項第4号に規定するその他町長が必要と認めるものは、工事の施行状況を示す書面とする。
- (2) 事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第12に定める廃止に伴い必要となる安全上の措置(公共施設の機能回復や防災上必要な措置等)が必要と認められる場合には、地位の承継の申請者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

#### 第17 開発登録簿の調製

法第46条の規定による開発登録簿の調製、保管及び写しの交付に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 開発登録簿の調製は、開発許可をしたときに、開発登録簿に位置図及び土地利用計画平面図を添えて行うものとする。
- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4) 開発登録簿の閲覧に関しては、規則第19条から第26条までに規定するところによるものとする。
- (5) 規則第20条に規定する開発登録簿の写しの交付申請書が提出され、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写し

であることを証明する旨を附記し、町長印を押印するものとする。

第18 開発行為及び建築等に関する証明書

省令第60条の規定による証明書の交付に関しては、次の要領により行うものとする。

- (1) 規則第27条に規定する都市計画法に適合する建築物等であることの証明申請書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて町長に提出するものとする。

区分		図書	
ア 法第29条の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲にあつては、開発者が一括して証明を求める場合に限る。）	1 区画確定測量図 2 開発行為に関する工事の検査済証の写し	
	b 許可不要であることの証明	1 建築物等の配置図 2 法第29条第1項各号のいずれかに該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第1項第2号又は第2項第1号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第13号））等を含む。） 3 その他町長が必要と認めるもの	
イ 法第43条の規定に適合していることの証明	許可不要であることの証明（適合証明による既存建築物の建替えの場合を除く。）	1 建築物等の配置図 2 法第43条第1項において制限を受けない建築物若しくは建築行為等である理由又は同条同項各号のいずれかに該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書を含む。） 3 その他町長が必要と認めるもの	
	許可不要であることの証明（適合証明による既存建築物の建替えの場合）	1 敷地現況図（縮尺1/250以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・既存建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・既存建築物の敷地の面積</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・既存建築物の配置、建築面積、延床面積</li> </ul>
2	計画図 (縮尺1/250以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・予定建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・予定建築物の敷地の面積</li> <li>・予定建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・予定建築物の配置、建築面積</li> <li>・予定建築物の各階平面図及び延床面積</li> </ul>
3	新旧対照表 (参考例)	
4	既存建築物の証明書類	次のア又はイを証する書面 ア 既存建築物が線引の際に既に適法に建築されていたことを証する以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認通知書</li> <li>・建物登記事項証明書</li> <li>・築年入りの固定資産税家屋評価証明書</li> </ul> イ 線引後に適法に建築されていたことを証する以下のいずれかの書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第43条に基づく建築許可書</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認通知書</li> <li>・都市計画法に適合する建築物等であることの証明書</li> <li>・その他証するに足る書面</li> </ul>
		5 現況写真 (2方向以上)	道路、敷地境界、既存建築物が確認できるもの
ウ その他		1 建築物等の配置図 2 法第29条、第37条、第41条、第42条及び第43条の規定に適合する理由を示す書面（関係各課の発行する証明書を含む。） 3 その他町長が必要と認めるもの	

(参考例) 新旧対照表

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延床面積	建ぺい率	容積率
新		造 階建	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
旧				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
倍率	—	—	—			—	—

(2) 次の表の左欄に掲げる事項の証明は、原則として、当該右欄に掲げる図書をもって充てるものとし、前2項の事務処理は省略するものとする。

区分	図書
ア 法第29条第1項又は第2項の許可の内容に適合していることの証明（宅地分譲の場合を除く。）	当該許可に係る法第36条第2項の検査済証の写し
イ 法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項の規定による許可の内容に適合していることの証明	当該許可に係る許可書の写し

#### 第19 都市計画施設等の区域内における建築等の許可

法第53条第1項の規定による都市計画施設等の区域内における建築等の許可に関し、規則第28条第5号に規定するその他町長が必要と認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画図の写し（縮尺1/2,500以上）
- (2) 誓約書

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和7年4月1日告示第77—2号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 1

## 設計図書の作成要領

番号	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の位置</li> <li>開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称</li> <li>放流先河川の位置及び名称</li> </ul>	
2	現況図	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>標高差を示す等高線（2mの標高差を示すもの）</li> <li>植生区分</li> <li>建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状</li> <li>道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員</li> <li>政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置</li> <li>政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ha以上のもののみ</li> <li>1ha以上のもののみ</li> </ul>
3	公図写し	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界</li> <li>市町村の区域内の町又は字の境界</li> <li>土地の地番及び形状</li> <li>開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域周辺も表示すること</li> <li>公共用地は次により薄く着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒</li> </ul>
4	開発区域区域図	1/2,500 以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用計画図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>工区の境界</li> <li>主要構造物の標高</li> <li>公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置</li> <li>開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員</li> <li>表面水の流れ方向</li> <li>排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>消防水利の位置及び形状</li> <li>調整池の位置及び形状、調整容量（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分）</li> <li>河川その他の公共施設の位置及び形状</li> <li>予定建築物等の敷地の形状及び面積</li> <li>敷地に係る予定建築物等の用途、規模</li> <li>公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</li> <li>樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配</li> <li>擁壁の位置及び種類</li> </ul>	
6	造成計画平面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界（赤線で囲む）</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・擁壁の位置、種類、高さ</li> <li>・法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等高線は細線で表示すること</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分着色すること</li> <li>切土＝黄</li> <li>盛土＝赤</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の処置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること</li> </ul>
7	造成計画断面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>・工区の境界</li> <li>・切土及び盛土する前後の地盤高</li> <li>・計画地盤高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土をする土地の部分着色すること</li> <li>切土＝黄</li> <li>盛土＝赤</li> </ul>
8	緑化計画図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置</li> <li>・植栽する樹種その本数及びその位置</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置</li> </ul>	
9	建物平面図及び立面図	1/250 以上 大規模建築物にあつては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積、床面積、構造、階数、高さ等</li> <li>・耐火構造物、準耐火構造物その他の建築物の別</li> </ul>	
10	排水施設計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>・工区の境界</li> <li>・排水区域の区域界</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・排水管の勾配及び管径</li> <li>・人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・水の流れる方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>	
11	給水施設計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>・工区の境界</li> <li>・給水施設の位置、形状及び内のり寸法</li> <li>・取水方法</li> <li>・消火栓の位置</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く</li> </ul>
12	がけの断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの高さ、勾配及び土質（土質が2種類以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・小段の位置及び幅</li> <li>・石張、張芝、種子吹付け、モルタル吹付け等のがけ面の保護の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるが</li> </ul>

				け及び自然がけについて作成すること ・擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない
13	擁壁の断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質並びに基礎くいの位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋の位置及び径</li> <li>・水抜き穴の材料、寸法及び位置</li> </ul>	・配筋図を含む
14	求積図	1/1,000 以上 ただし、開発面積が 20ha 以上のものは 1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積</li> <li>・方位、辺長、求積（基本は三斜求積）座標求積については有資格者の署名捺印</li> </ul>	
15	防災工事計画平面図	1/1,000 以上 ただし、開発面積が 20ha 以上のものは 1/3,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>・工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・計画道路線</li> <li>・防災施設の位置、形状、寸法及び種類</li> <li>・段切位置</li> <li>・表土除去位置</li> <li>・へドロ除去位置及び除去の深さ</li> <li>・工事中の雨水排水経路</li> </ul>	・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること
16	防災施設構造図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池、砂防ダム、その他の防災施設の形状、構造及び各部分の寸法</li> </ul>	
17	緑地求積図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、辺長、求積（基本は三斜求積）座標求積については有資格者の署名捺印が必要</li> </ul>	
18	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算</li> </ul>	
19	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁で保護しないがけの安定計算等</li> </ul>	
20	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流先河川又は水路の流下能力</li> <li>・開発区域内に設置する排水施設の排水能力</li> <li>・調整池の調整容量、放流口及び余水吐の断面等</li> </ul>	
21	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質の状況</li> <li>・地盤改良の計画</li> </ul>	・軟弱地盤等を含む開発行為の場合に添付すること
22	その他町長が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設新旧対照図</li> <li>・法第 32 条の同意又は協議の内容が現況図、公図写し及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合に添付すること。</li> <li>・道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等</li> <li>・法第 32 条協議の結果、町等に移管されない場合又は同協議が成立しなかった場合に添付すること。</li> <li>・その他審査上特に必要と認める図書</li> </ul>	

注意事項

- 1 申請図書は A 4 判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2 種類程度を限度とする。）逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適当である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表 2

## 法第 34 条各号のいずれか又は政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面の作成要領

該当条項	内 容	図 書 名	縮 尺	明示すべき事項	備 考
法第 34 条 第 1 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	日用品販売 店舗等	1 周辺建築物用途別現況 図 2 業務内容を示す書面 3 申請者の職務経歴を示 す書面 4 併用住宅を必要とする 理由を示す書面	1/2,500 以上	・申請地 ・住宅、店舗（営業内容を明示）、工 場等の別及びそれらの戸数 ・販売、加工、修理等に係る取扱品目、 作業の内容、規模等 ・業務に係る経歴、資格等 ・業務に関する経歴、資格等	・半径 150m 以内又はお おむね 50 戸以上の建 築物が連た んしている 範囲 ・併用住宅を 設置しよう とする場合
法第 34 条 第 2 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	資源の活用	1 資源分布状況図 2 資源の利用目的、利用 方法等を示す書面 3 資源の採取等に係る他 法令の許認可の状況を 示す書面	1/2,500 以上	・申請地 ・資源の種類、分布の範囲、埋蔵量等 ・資源の利用目的、具体的な利用方法 等 ・事業の継続予定期間 ・他の原材料との割合及びその生産地	・他法令の許 認可を必要 とする場合
法第 34 条 第 4 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	農林漁業用 施設	1 施設を利用して行おう とする業務内容を示す 書面 2 申請者の職務経歴を示 す書面		・業務に関する経歴、資格等	
	農林水産物 の処理、貯 蔵及び加工 施設	1 処理等を行おうとする 農林水産物の生産地の 状況を示す書面 2 業務内容を示す書面		・農林水産物の種類、生産地の分布、 生産量等 ・処理等の具体的な内容 ・他の原材料との割合及びその生産地	
法第 34 条 第 6 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	中小企業の 共同化・集 団化	1 共同化・集団化事業の 概要を示す書面 2 国・中小企業総合事業 団と一体としてする県 の助成状況を示す書面			
法第 34 条 第 7 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	既存工場と 密接な関連 を有する事 業	1 位置図 2 既存工場の概要及び当 該工場と申請に係る事 業との関連性を示す書 面	1/2,500 以上	・既存工場と申請地の関係 ・既存工場との製品納入、原料供給関 係 ・事業活動の効率化の具体的な内容	

法第 34 条 第 8 号及 び政令第 36 条第 1 項第 1 号 イ	火薬庫	1 火薬の種類・数量を示す 書面 2 火薬類取締法の許可の 状況を示す書面			
法第 34 条 第 9 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 イ	沿道サービ ス施設	1 周辺建築物用途別現況 図  2 サービス対象の道路の 状況を示す書面 3 業務内容を示す書面 4 申請者の職務経歴を示 す書面	1/2, 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地</li> <li>・市街化区域（用途地域を明示）か らの距離</li> <li>・道路の幅員、規格、交通量、通過車 両の内容等</li> <li>・サービスの内容、規模等</li> <li>・業務に関係する経歴、資格等</li> </ul>	
	道路管理施 設	1 施設の概要を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要及びその設置を必要とす る理由</li> </ul>	
	火薬類の製 造所	1 施設の概要を示す書面 2 火薬類取締法の許可の 状況を示す書面			
法第 34 条 第 13 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 ニ	既存権利	1 既存権利の届出書の写 し 2 土地の登記事項証明書 又は公証人の認証を受 けた土地賃貸借契約書 の写し 3 申請者の職歴・業務内 容を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・線引前から自己の居住用又は業務用 の建築物等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己業務用 の場合に限 る。</li> </ul>
法第 34 条 第 14 号及 び政令第 36 条第 1 項第 3 号 ホ	農家の分家	1 分家する理由及び市街 化調整区域内に建築し なければならない理由 を示す書面 2 世帯全員の住民票の写 し 3 現に自己の住居を有し ていないことを示す書 面 4 戸籍謄本又は戸籍全部 事項証明書 5 土地の登記事項証明書  6 農林漁業を営む者であ ることの証明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分家の必要性（例．婚姻、転勤、帰 郷）</li> <li>・申請者及び本家たる世帯の市街化区 域内の土地の保有状況</li> <li>・本家たる世帯の構成員として同居し ていた者であること</li> <li>・申請者と土地保有者との関係</li> <li>・線引前からの所有等を証するもの</li> <li>・本家たる世帯が農家世帯であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚約証明及 び転勤証明 等を添付</li> <li>・借家証明書 等を添付</li> </ul>
	非農家の分 家	1 農家の分家欄 1～5 に 掲げる書面			

心身障害者の分家	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農家の分家欄 1～5 に掲げる書面</li> <li>2 身体障害者手帳又は療育手帳の写し</li> <li>3 生活費に見合う収入の見込のあることを示す書面</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得証明書等を添付</li> </ul>
取用対象事業による移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施行者の事業決定されていることの証明書</li> <li>2 取用対象となった土地の現況図</li> <li>3 取用対象物件求積図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/250 以上</li> <li>1/250 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名及び事業年度</li> <li>・取用対象となった土地の名称、地番及び面積</li> <li>・取用対象となった建築物の用途、規模、構造並びに所有者の住所及び氏名</li> <li>・取用対象となった土地及び建築物の範囲</li> <li>・取用対象となった土地及び建築物の範囲の面積</li> </ul>	
既存集落内の自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 周辺建築物用途別現況図</li> <li>2 新規に住宅を市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面</li> <li>3 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</li> <li>4 土地の登記事項証明書</li> </ul>	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、店舗（営業内容を明示）、工場等の別及びそれらの戸数</li> <li>・住宅を建築する必要性（例、現在の住居が過密、狭小、借家である又は定年、退職等）</li> <li>・市街化区域内の土地の保有状況</li> <li>・線引き後に取得した土地である場合には、前所有者との関係</li> <li>・線引き前からの所有等を証すること</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開発審査会に付議した各種の要件を備えたことを示す図書、その他市長が必要と認める図書</li> </ul>			

様式第1号（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為予備審査依頼書

年 月 日

長泉町長 様

開発者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第2の規定により予備審査を依頼します。

1 開発行為をしようとする場所

2 区域区分

市街化区域

市街化調整区域

区域区分を定めない都市計画区域

準都市計画区域

都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

3 用途地域

4 面積

m<sup>2</sup>

5 目的

6 予定建築物等

様式第2号（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発計画概要書

開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測の別)公簿						
	比率						
権利				地盤の状況			
申請予定者 住所 氏名				工事施行者 住所 氏名	電話番号		
	電話番号			設計者 住所 氏名	電話番号		
開発行為 の目的				予定建築物 等の用途			
設計の方針							
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積			備考	
	都市計画法	市街化区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無			用途地域 ( )	
		市街化調整区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無				
		区域区分を定めない 都市計画区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無			用途地域 ( )	
		準都市計画区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無				
都市計画区域及び準 都市計画区域以外の		有 ( m <sup>2</sup> ) 無					

の 法 規 制 状 況		区 域		
		都 市 計 画 施 設	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	種 類 ( )
	建 築 基 準 法	災 害 危 険 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	地 す べ り 等 防 止 法	地 滑 り 防 止 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	急 傾 斜 地 の 崩 壊 に よ る 災 害 の 防 止 に 関 す る 法 律	急 傾 斜 崩 落 危 険 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	砂 防 法	砂 防 指 定 地	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	土 砂 災 害 警 戒 区 域 等	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	に お け る 土 砂 災 害 防 止 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律	土 砂 災 害 警 戒 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	河 川 法	河 川 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	海 岸 法	海 岸 保 全 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法	宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域 特 定 盛 土 等 規 制 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	農 地 法	農 地 ・ 採 草 牧 草 地	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	農 業 の 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律	農 用 地 区 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	森 林 法	保 安 林	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
		保 安 施 設 地 区	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
		地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	自 然 公 園 法	特 別 地 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	地 区 区 分 ( )
		普 通 地 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	
	自 然 環 境 保 全 法	自 然 環 境 保 全 地 域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	地 区 区 分 ( )

	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	特別保護地区	有 (      m <sup>2</sup> ) 無					
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	遺跡等の名称 (                      )				
	静岡県風致地区条例	風致地区	有 (      m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 (                      )				
接続道路	道路の名称		排水先	河川等の名称				
	管理者			管理者				
	道路幅員			整備状況				
	整備状況			放流の承認				
土地利用計画	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共の用に供する土地			その他	合計	
			道路用地	公園用地	排水施設用地			
	面積							
	比率							
画	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)		165～200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上	合計			
	区画数							
長泉町土地利用指導要綱による同意・協議の状況								
予定工期	着手	年	月	日	完了	年	月	日

様式第3号（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為現地予備審査表

部 長	課 長	課 員					担当者
受 付 日					起 案		
現地調査日					決 裁		
開発行為予備審査をしたところ、概要は次のとおりであるので、別案のとおり通知する。							
開発者氏名							
開発行為地							
面 積	地目区分	宅 地	農 地	山 林	公共用地	そ の 他	計
	公 簿						m <sup>2</sup>
	実 測						m <sup>2</sup>
目 的					予定建築物		
権 利 等							
地 区 の 状 況			指 示 （ 特 記 ） 事 項				
開発区域の自然環境の 変 化 の 有 無							
各種指定、地域、地区 と の 適 合							
開発区域内及び周辺の 崖くずれ及び出水の状況							
開発行為により予測される 各種公害発生の有無及び対策							
給 水 計 画 (給水の方法、能力等)							
排 水 計 画 (排水の方法、放流先等)							

地区の状況	指 示 （特 記） 事 項
樹木の保存計画（現況植生）	
消防水利の有無方法等	
工事車両等の進入路の有無及び安全対策	
工事に伴う防災対策	
地 盤 の 現 況 等 （ 軟 弱 地 盤 対 策 等 ）	
接 続 道 路	
公共施設の有無及び管理者	
都 市 計 画 施 設	
そ の 他	
開発行為をするにあたって必要とされる他の法令等の許認可名及びその担当課名	

様式第4号（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

長泉町長

回

開発行為予備審査結果通知書

年 月 日付で依頼のありました開発行為の予備審査の結果について、下記のとおり通知します。

なお、下記事項について、関係機関との協議が整うなど課題が解決した場合には、開発行為許可申請書を提出してください。

記

この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請をしてください。3年を過ぎますとこの通知は失効します。





様式第7号（第9関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許可番号	第 号	開発区域の 名 称	
許可年月日	年 月 日	着手 年月日 完了	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施工者		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

様式第8号（第9関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

長泉町長 様

報告者 住 所  
氏 名

手直工事

開発行為に関する（許可番号 年 月 日 第 号）が完了しま  
指示事項

したので、開発行為等事務処理要領第9(3)の規定により、次のとおり報告します。

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

様式第9号（第10関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年	月	日	受付日	年	月	日		
申請者の住所									
申請者の氏名									
開発行為の許可年月日、番号	年	月	日	第	号				
開発行為の目的									
開発区域に含まれる地域の名称									
建築制限の解除を申請する土地の区域									
図書	1 土地利用計画図			2 建築物等の位置図、配置図					
	3 棟別一覧表			4 建築物等の図面（平面、立面等）					
棟別概要									
棟	用途	構造	規模			備考			
			階数	建築面積	延面積				
建築等の予定工期		着手	年	月	日	完了	年	月	日
申請の理由									
建築等制限解除の適否の理由									

様式第10号（第12関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

安全上の措置に関する計画書

年 月 日

長泉町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり安全上の措置に関する計画書を作成したので提出します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為に関する工事の施行状況	
安全上の措置に関する計画の内容	

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面
- 2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面

様式第11号（第13関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年	月	日	受付日	年	月	日
届出者の住所							
届出者の氏名							
開発行為の許可年月日、番号			年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称							
添 付 図 書	項	目	有無	項	目	有無	
	1	開発区域位置図		4	防災工事計画書		
	2	現況図		5	現況写真		
	3	公共施設機能回復計画書		6	工事施行写真		
棟 別 概 要							
工事着手年月日		年	月	日	未着手		
工事廃止年月日		年	月	日			
現地確認年月日		年	月	日	・ 現地確認不要		
工事廃止の理由							
公共施設機能回復措置の内容及びその適否							
防災措置の内容及びその適否							

様式第12号（第13関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号  
年 月 日

様

長泉町長 印

開発行為に関する工事の廃止の届出の受理書

年 月 日付けで届出のあった都市計画第38条の規定に基づく開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）の廃止の届出書を受理したので通知します。

様式第13号（第18関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

農業を営む者であることの証明書

住 所

氏 名

次のとおり開発行為（建築）をしたいので、農業を営む者であることを証明願います。

開発行為または建築の場所	駿東郡長泉町
建築物の種類、規模、構造	
建築をする者の住所	
建築をする者の氏名	
建築をする者の経営主との続柄	
建築を必要とする理由	
転用許可の有無	申請中 年 月 日許可 済

長農委証明第 号

上記の願出の者は、農業を営む者であることを証明する。

年 月 日

長泉町農業委員会会長

印

別表 1

別表 2

様式第 1 号 (第 3 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 2 号 (第 3 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号・7年77—2号〕)

様式第 3 号 (第 3 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 4 号 (第 3 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 5 号 (第 4 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 6 号 (第 7 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 7 号 (第 9 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 8 号 (第 9 関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第 9 号 (第10関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第10号 (第12関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第11号 (第13関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第12号 (第13関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)

様式第13号 (第18関係)

(一部改正〔令和元年告示31号〕)